

電話や情報通信機器を用いた初診の流れ

本人確認

○視覚の情報を含む情報通信手段を用いて診療を行う場合

- ・患者については被保険者証により受給資格を、医師については顔写真付きの身分証明書により本人確認を行う。

○電話を用いて診療を行う場合

- ・以下のいずれかの方法で確認を行う。
 - 1 当該患者の被保険者証の写しをファクシミリで医療機関に送付する。
 - 2 被保険者証を撮影した写真の電子データを電子メールに添付して医療機関に送付する。
 - 3 電話により氏名、生年月日、連絡先（電話番号、住所、勤務先等）に加え、保険者名、保険者番号、記号、番号等の被保険者証の券面記載事項を確認する。

診察

- ・電話や情報通信機器を用いて診療を行うことが適していない症状や疾病等、生ずるおそれのある不利益、急病急変時の対応方針等について、医師から患者に対して十分な情報を提供し説明した上で、その説明内容について診療録に記載する。
- ・対面による診療が必要と判断される場合は、速やかに対面による診療に移行する、またはそれが困難な場合は、あらかじめ承諾を得た他の医療機関に速やかに紹介する。

処方

○院内処方の場合

- ・患者と相談の上、医療機関から直接配送等により患者へ薬剤を渡すこととして差し支えない。
- ・調剤した薬剤は、患者と相談の上、当該薬剤の品質の保持（温度管理を含む。）や、確実な授与等がなされる方法（書留郵便等）で患者へ渡すこと。薬剤の発送後、当該薬剤が確実に患者に授与されたことを電話等により確認すること。
- ・品質の保持（温度管理を含む。）に特別の注意を要する薬剤や、早急に授与する必要のある薬剤については、適切な配送方法を利用する、医療機関の従事者が届ける、患者又はその家族等に来院を求める等、工夫して対応する。
- ・患者が支払う配送料及び薬剤費等については、配送業者による代金引換の他、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えない。

○院外処方の場合

- ・処方箋の備考欄に「0410 対応」と記載し、当該患者の同意を得て、医療機関から患者が希望する薬局にファクシミリ等により処方箋情報を送付する。
- ・医師は診療録に送付先の薬局を記載する。
- ・医療機関は、処方箋原本を保管し、処方箋情報を送付した薬局に当該処方箋原本を送付する。

【注】・麻薬及び向精神薬の処方とはならない。

- ・診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は 7 日間を上限とする。
- ・診療録等により患者の基礎疾患を把握できていない場合は、処方箋の備考欄にその旨を明記すること。
- ・診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤（抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤等）の処方とはならない。

支払い

- ・銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えない。